

事前確認公募について

平成 31 年 3 月 20 日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）役職員の放射性管理に係る補助業務について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合には、特定法人等との契約手続に移行します。なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合には、特定法人等と当該応募者との間の一般競争入札手続に移行する予定です。

記

1. 契約の概要

(1) 件名

平成 31 年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役職員の放射線管理に係る補助業務

(2) 履行期間

平成 31 年契約締結日～平成 32 年 3 月 31 日

(3) 概要

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役職員の放射線管理に係る補助業務
具体的な業務の内容等については、仕様書参照のこと。

2. 応募する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後年を経過していない者は応募資格を有しない。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を

故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

- ⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (3) 平成 31・32・33 年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 本業務を遂行できる履行体制と作業計画を有していること。
- (7) 東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所「重汚染区域」への立入りの同行が可能であること。
- (8) 本件の仕様書の交付を受けた者であること。

3. 手続等

- (1) 問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉総括グループ

「平成 31 年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役職員の放射線管理に係る補助業務」担当

メール：h_dai11@ndf.go.jp

- (2) 説明会の有無

無

- (3) 仕様書等の交付

上記 3. (1) の問合せ先にて交付する。

交付は、本公告の日から平成 31 年 3 月 27 日（火）12 時 00 分までの次の時間帯とし、必ず上記 3. (1) の問合せ先へ連絡し、交付日を申し出てからとする。

○平日 10:00～12:00 13:00～17:00 まで

- (4) 参加意思確認書の提出期限及び提出先

平成 31 年 3 月 27 日（木）17 時 00 分

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 廃炉総括グループ

「平成 31 年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役職員の放射線管理に係る補助業務」担当

（郵送による場合は、期限まで必着の事）

【提出書類】

- ①参加意思確認書

- ②平成 31・32・33 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ③履行体制図及び作業計画書（様式自由）
- ④適合証明書
- ⑤組織概要（パンフレット等）

4. その他

- （1） 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 競争手続に移行した場合、その旨通知する。
- （3） 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- （4） 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額とする。なお、甲及び乙は、この契約締結後、消費税法等の改正によって消費税額及び地方消費税額に変動が生じたときはそれに従うものとする。